

第9回 青森県景観形成審議会の議事概要

日 時：平成14年6月4日（火）13：30～

場 所：青森国際ホテル 5階「芙蓉の間」

〔出席委員〕 石岡委員、石沢委員、熊谷委員、高樋委員、田中委員、田村委員、
長谷川委員、山谷委員

〔欠席委員〕 石井委員、石川委員、佐々木委員、鳴海委員、森田委員

〔他の出席者〕 前田環境生活部長、中村文化・スポーツ振興課長、小寺副参事、
西谷補佐、岡田総括主幹、景観班員

【事務局】

ただ今から「第9回青森県景観形成審議会」を開催します。

【開会挨拶：前田みき県環境生活部長】

審議会の開会に当たり一言御挨拶を申し上げます。皆様には御多用のところお集まりいただき、ありがとうございます。県では青森らしい、優れた景観を大切に守り、育み、豊かに創り上げていくため、平成8年3月に青森県景観条例を策定し、以来、皆様の御指導、御助言と県民皆様の御協力をいただきながら、各施策の推進に努めております。特に昨年度から前回審議会で頂戴した御意見を踏まえ、景観創造の基本的な考え方について検討を進めている他、本県の景観に新たな魅力を加える試みとして「21世紀の美しいふるさとづくり」を目指したオオヤマザクラ・ハマナスの植栽推進を、県民の皆様や各市町村の御協力を得て全県的に進めています。本日は、最近の景観行政の状況について、主要施策を中心に御報告しますが、皆様の御意見を今後の取組みに生かしてまいりたいと考えておりますので、幅広い観点から忌憚のない御意見をお願い申し上げ、開会の御挨拶といたします。本日は誠にありがとうございます。

【事務局】

それでは議事に入ります。議案第1号について若干補足説明をします。会長を務めていただいていた虎谷委員は、本年3月に青森県議会において青森県人事委員への選任が承認され、御就任されました。これに伴い3月31日付けで本審議会委員を退任されたい旨の申出でございましたので現在、本審議会の会長は不在となっており、本日議案の第1として、会長の選任についてご審議いただきたいと思います。

これからの議事進行に関しては、青森県附属機関に関する条例の定めにより、会長が欠けたときは副会長がその職務を代理することとされておりますので、副会長である長谷川委員をお願いしたいと思います。長谷川副会長には議長席にお移りください。会長選任は、委員の互選により選出されることとされております。

【議長（長谷川副会長）】

所定の規定にそって、会長選任については私が議事進行を担当いたします。会長選任は委員の互選によるとの説明でしたが、自薦あるいは御推薦はないでしょうか。

【石沢委員】

長谷川副会長を推します。

【議長】

石沢委員から声があがりましたが、他に適当な方の御推薦はないでしょうか。他にないようですのでお諮りします。ただ今の御推薦について皆さん、いかがでしょうか。

<異議なしの声>

【長谷川委員】

皆さんの御賛同をいただきましたので、僭越ながら、お引き受けさせていただきます。皆さん、どうかよろしくお祈いします。

【事務局】

長谷川会長にはよろしくお祈いします。議長は会長に務めていただくこととなっておりますので、引き続き議長をお祈いします。

【議長（長谷川会長）】

それでは改めてよろしくお祈いします。私が会長に就任することによって、副会長が不在となりますが、この選任手続きに関して、事務局から何かありますか。

【事務局】

副会長についても会長の場合と同様に、委員の互選により行うこととされておりますので、追加案件として御審議をお祈いします。

【議長】

それでは、副会長の選任についてお諮りします。どなたか自薦あるいは適当な方の御推薦はないでしょうか。

【田中委員】

高樋委員を推薦します。

【議長】

ただ今、田中委員から高樋委員を推す声があがりました。他に御推薦はありませんか。他にないようですので、お諮りします。ただ今の御推薦について、いかがでしょうか。

<異議なしの声>

【議 長】

皆さんの御賛同がありましたので、高樋委員に副会長をお願いします。
高樋さんから一言お願いします。

【高樋委員】

僭越ではありますが、よろしくお願いします。

【議 長】

次の議題に入ります。事務局が用意した案件は「景観行政の取組み状況について」ですが、具体的な内容に入ります前に、事務局から何かありますか。

【事務局】

本日は、特に諮問案件として御審議いただく事項はありません。ただし、前回の審議会開催からだいぶ日時がたちましたので、まずは事務局からこれまでの景観行政の取組み概況を報告し、これに対して御意見を頂戴する、あるいは景観行政全体や景観づくり全般に対して御意見を頂戴するというようお願いしたいと思います。

前回審議会では、今後の課題として、次の2点の提案がありました。1つは、これまで景観保全や人材育成、普及啓発を中心に取組みを進めてきましたが、今後は景観創造の取組みが重要とのご意見であり、これを踏まえ景観創造21検討委員会を昨年7月に設置し、長谷川会長を委員長に、検討を進めていただいております。

2つとしては、景観形成に影響をおよぼす可能性のある大規模行為については条例に基づく届出制度がありますが、最近では重要、複雑な問題が散見される傾向にあることから、県内部での事務的な審査だけでなく、特に問題のあるものについては、外部からの多角的・専門的な検討も必要とのご意見でした。そこで、昨年4月に大規模行為検討委員会を設置し、県における事務判断に対し必要に応じて御助言をいただいております。

【議 長】

ただ今、事務局から補足説明がありました。それでは、資料の順に説明をしてもらいます。説明に対して質問等があれば伺い、その上で御意見を伺う、そして最後に、景観全般について御意見があれば伺う、ということで進めたいと思います。

【事務局】

< 配付資料に基づき説明 省略 >

【議 長】

ただいま事務局から説明がありました。ご意見を伺うわけですが、その前提として確認しておきたい点があればどうぞ。

【田村委員】

大規模行為検討委員会についての素朴な質問です。2回開催したが2件とも風力発電施設に関してであったということは、県としては、風力発電をこれから県内のあちこちに造らるという考え方が。その方面で発電をやっていこうという基本的な姿勢があるのか。それとの兼合いはとても大切だと思うのですが、それなら景観的にはこういうだという提案の仕方もあると思うのですが。

【事務局】

風力発電施設は、最近大規模化が顕著です。県内ではまず竜飛崎、今10基程度あるのですが数年前に建ったものであり、国内でも最初の頃の取組みでテスト的なものでしたから、高さとしてはそれほどでもない。風力事業が現在のように事業として成り立つ段階を迎えると、機材が100メートル近くに大型化してきます。当県でいうと、東通村岩谷地区に、構想としては50基以上になるような風力発電団地があります。一般的に事業としての効率を考えますと、一箇所あたりの基数も多くなる。ウインドファーム化する状況です。そうなってくると、景観上与える影響もまた大きくなる訳です。

そこで、本県としての立地はどうなんだということですが、2000年に県商工観光労働部が、地域新エネルギービジョンを作成しております。その中では、方向性として30万キロワット位いの規模となりそうだという記述です。今は一基で千キロワットを超える機材が多くなっていますが、ビジョンを作った当時の一般的な施設は750キロワット位いで、これに換算すると400基くらいは建つだろうという状況のようです。地域のエネルギーを環境負荷の少ない新エネルギーで賄うにはそれくらいは必要だという一つの発想です。このようにやらなければならないということではなくて、地球規模の、あるいは全国規模で考えた場合の一つの目安です。

一方で、いろいろな情報によると事業構想として、それに近い程度の事業所側からの申し出があるようです。実際のところ400基になるのかどうかはわかりませんが、相当の数にはなりそうだと考えております。

ことのよし悪しというよりも、景観上問題があるということで私どもは取り上げております。県の施策として進めるか否かは、もう少し総合的に、違う観点からも考える必要はあると思われれます。基本的には環境に優しいエネルギーということなので、これに着目すれば推進について考えていかなければならない部分はあると思います。

もう一点、私どもがなぜ風力発電だけを委員会にかけたのかということですが、最近多く建っている携帯電話の電波塔、あるいは電信柱の乱立など景観を取り巻く問題はたくさんある訳ですが、これらを検討していく中で、事務局だけで考えていくのではなく、大きい問題については審議会なり、委員会の意見も聞きたいということで、検討委員会を設けたのです。それが昨年度は、時期的に風力発電の事例が具体的にあがってきたということであり、風力だけを取り上げるという趣旨ではありません。

【田村委員】

経緯はわかりました。世界的な規模の動きはあるようですが、大型の風力発電施設がすべてダメなのでなく、個別事例にそって是非を考えることが大事だと思います。

【議 長】

その他、どうぞ。

【石岡委員】

オオヤマザクラとハマナスの植栽推進は大変良い事業だと思いますが、なぜオオヤマザクラという品種なのか。サクラを植えました、ハマナスを植えました、じゃあその後弘前公園の桜に関しては、剪定なり防除なり、それなりにきちんとした管理がされて、初めてあのような美しい桜並木ができる訳です。植えたはいいが、その後何もしないでそのままやっていいのかという問題をお聞きしたい。それから、もし防除するのであれば、周りに及ぼす影響はどうなのか。

【議 長】

なぜオオヤマザクラなのかについては、景観創造 2 1 検討委員会でも話題になりました。この件についてきちんとこの審議会で共通の理解に至るようなかたちで進めていきたいと思いますので、事務局、ご説明をお願いします。

【事務局】

まず防除の話から。植樹は取組みの端緒にはなるのですが、桜は生き物ですから虫がつく、病気になる、よって管理がととも大事です。オオヤマザクラ・ハマナス植栽推進行動指針の中でも、単に植えるだけではなく、いかに守るかの体制づくりが大事だとしています。今後の課題だと明記しています。そういう意味で、行政が公共事業などで街路樹など植えますが、その後の経費的なかねあいもある程度厳しい状況ですので、その中でやっていくとなると、なかなか手が回りかねるところがあります。全国的な動きとしても、桜守とか、地域で桜を愛する人々が地域ぐるみで育ててくれているところ、例えば福島県の三春桜の例のように、そのようなものをできれば県民ぐるみで支えていただければというような、今後の課題というか、県民に対するお願いということで書いております。今後どうやって維持していくかは大きな課題だと思っております。

次になぜオオヤマザクラなのかについては、パンフレットの 4 ページに「オオヤマザクラについて」という植栽推進委員会として整理した書物が中段にございます。ここで取り上げる理由を 4 点ほどに整理しご説明しています。

1 番目として、オオヤマザクラはもともと青森に自生する山桜の一種であるということです。2 番目に、野生種であるということです。ソメイヨシノは成り立ちが栽培種であり、いわゆるクローンでどの樹も同じ花をつけます。そうではなくて、いろんな個性の花が咲くのが野生種の良い所でもあり、悪い所でもありますが、そういう意味で野生ゆえの良さを出しています。3 番目としてはオオヤマザクラを売り込む取組みは他県ではこれまでにないものと理解していますが、このようなテーマ性を持たせた観光政策の面からの特徴があります。4 番目には、ソメイヨシノは 60 年寿命説といわれており、多くは今、植替えの時期を迎えているとされています。そのあたりの理由から寿命 200 年といわれるオオヤマザクラの植栽を考えているということもあります。ハマナスについても行動指針に同様に説明がありますので、ここでの説明は割愛します。

【議 長】

石岡委員、いかがでしょうか。

【石岡委員】

とにかく桜を植えるだけは植えよう。育てるという観点に関しては今後の課題であり、野生種なので防除はしないというように理解してよろしいか。

【事務局】

桜のためには、防除はやはり野生種でも必要です。なかなか他県やこれまでの県内の実態、事情を見ると桜の保護・管理は難しい問題となっており、そういう意味で地域の皆さんにもお手伝いしていただくような、県民ぐるみの取組みにできれば、今植えた桜が大きく長く咲き続けるのではないかなと考えております。今後、管理も含めて取組みを進めていきたいという趣旨です。

【石岡委員】

自然保護団体からクレームがありまして、オオヤマザクラの防除が周りに及ぼす影響はクエスチョンマークが付くということを伺いました。防除する際の薬剤名を後で御一報くだされば、または公表していただければと思います。

【議 長】

石岡委員から貴重なご提言を伺いましたので、事務局には適正に処理していただきたいと思います。

以下は石岡会員あて事務局回答趣旨（6月10日電子メール）

一般的にはスミチオン乳剤（オオヤマザクラ・ハマナス植栽推進行動指針17・18P参照のこと）が用いられている。家庭の庭木等にも使用される一般的な薬剤であり、周辺植物への影響はないと考えられる（リンゴ、米に対しても同様）。

スミチオン乳剤以外では、病害虫の種類に応じて多くの薬剤（ディプレックス、DDVP、デナボン、ベンレート水和液など）が使用される場合があるが、いずれも周辺植物等に悪い影響を与える薬剤ではない。

スミチオン乳剤等はソメイヨシノなどサクラ類全体に共通した使用薬剤である（オオヤマザクラに限定される薬剤ではない。）観察等で病気症状が発見されてから散布するものであり、基本的には、予防のため予め散布することはない。

散布方式ではなく、カプセルにより樹幹に直接薬剤を注入する方法があるが、値段的に割高で手間がかかる。

【議 長】

以上でよければ、議事進行上、次の景観創造に関する事項に移ります。

景観創造21検討委員会はこれまで3回、検討会議と県内視察を行いました。突っ込んだ意見があり、修正に次ぐ修正を重ね、活発な意見交換がありましたが、まだ完成の段階に至っていません。とりあえず基本的な構図がまとまった所であり、流動的な部分も

かなりありますが、中間報告としてまとめてもらいました。たたき台の段階であるという理解でご覧いただきたいのですが、景観創造21検討委員会の委員でもある高樋委員、田村委員がご出席ですので、先ほどの事務局説明に補足すること、また、審議会にアナウンスしておきたいことがありましたら発言してください。

【田村委員】

このご時世、現在バブルがはじけた後、景観行政というものが得てして脇にやられがちになっています。議論の中で、やはり景観を長い目で考え、そして長く時間をかけて創っていく、みんなの「生業（なりわい）の景観」は決して経済的に相反するものではない、という議論が出たことを少しわかっていただけたら。脈々と青森県のなかで成されてきた産業で創られた「なりわい景観」が、結局、他県にないものとして醸し出されてきて、それが観光的な観点からの「もてなし景観」につながる。他県から来た者にとってはそれを知ることが喜びであり、また観光ともなる。そこに住んでいる青森県の方達も、「にぎわい景観」の中で豊かな生活を成すという、この三つの輪廻がうまくまとまっているのではと、自画自賛したい気持ちがあります。

【議長】

ありがとうございました。検討の過程では白熱し、時には険悪な雰囲気にもなったほどでしたが、これはあくまでも中間報告でして、この案については先ほど事務局からの説明にもあったように、後でじっくりご覧いただき、忌憚のないご意見を頂戴したいというのが検討委員会としても真意です。少し補足させていただきましたが、委員の皆様から何かご意見はございますか。

【石岡委員】

先ほど、「なりわい景観」について、農業、漁業、それぞれの産業のなりわいが景観につながり、そして本県を訪れるお客さまのもてなしの観光になるという話がありました。青森県を眺めてみた時に第一次産業、農業を支える基幹産業であるリンゴをとっていても、離農、手入れのされていない農地等、ここ1、2年の間に急激に進み、一步郊外に出ると地肌が見えている状況です。本当に景観とは言いがたい状況が広がりつつあると感じています。第一次産業の方々が体力があり、元気で豊かな生活があって初めて、なりわいの産業に力を入れられて、景観が保たれ、それが観光資源として成り立つというのが、私の理念としてはあるんです。この観点からみますと、やはり産業としての第一次産業もきちんと捉えていくためには、一つの課だけではなく、農林部など他部局との連携を取りながら、進めていかなければならない事業ではないかなという気がします。

【議長】

ありがとうございます。正におっしゃるとおりだと思います。リーディングプロジェクトのところでは産業活用景観創出推進構想の話題が出た時に、文化・スポーツ振興課だけで話が進むのかという問題点が出ています。やはり県庁全体で、横のネットワークをにらんだ進め方を十分検討して欲しいという意見が検討委員会でも出ました。石岡委員

から頂戴したご意見、改めて検討委員会でも検討してみたいと思います。

【山谷委員】

少し外れるかもわかりませんが、過去のある出来事がすごく心に残っているのでお話しします。今は休耕になっている田畑にレッドデータブックにも載るような希少植物が群生しており、それが見事に花咲き、いつも見てきれいだなと思っていましたところ、ある時、かなり大きな記事として新聞に載りました。写真と役所や植物研究者の方の、これほどの希少植物が群生しているのは本当に珍しいとのコメントでした。ところがそれから二日ほど経って改めて現地をみたら、全部枯れて真っ茶色になっていました。掲載に当たって土地所有者との承諾の有無や見解の相違があったのではないのでしょうか。希少価値があるんだよ、守っていこうよと認識してもらうために知らせたことが、反対の結果を招いてしまった事例かなと思い、矛盾を感じました。本当に生態系にとって大事であれば、公共機関で買い取るなり、借りて管理していきなりも考えてもいいのでは。安易に珍しい、こんながあると知らせることで、逆に、盗掘にあたり、荒らされてしまうこともあります。そのままだったらその花もきれいなままでずっと終えたのに、かわいそうだなと。そのようなことも行政で考えていただきたいなと思います。

【議長】

どうもありがとうございました。21検討委員会というよりは、景観に関する意識の問題として、広く啓発活動等、県だけがやるものでもないし、また様々な社会教育の中でも取り組んでいかなければならない問題ではないか、という山谷委員からのご発言と私は受け止めました。この審議会としても今後の啓発活動の中で留意していく点だということ整理したいと思います。よろしくお願いします。

【田中委員】

先ほどの石岡委員からのお話はそのとおりなんです、なりわいの風景・景観ということは、石畳にしたり、モニュメントを造ったりという従来の町中の景観でなく、暮らしの風景づくりという観点から、庭先とか、舟屋とか、自分の足元から、まずはきれいにしましょうということではないでしょうか。確かに景観にはお金や労力がかかる。しかし、体力があるとかないとかに関係なく、体力がないからこそ、自分の足元をきれいにし、生産物のイメージアップ、それからまた、付加価値を図りましょうということだと思います。青森県は第一次産業県です。農林水産省、国の政策、事業も多くが失敗をみた。その失敗の原因は何かというと、やはり消費者とか生産者に軸を移していなかったということだと感じています。これからの施策は、消費者に軸を移した施策であるべき、新鮮、安全、安心、美味しいといった形で進められていくべきです。

しからは、青森県の第一次産業の農業、漁業、畜産を振り返ってみた場合、うちの牛乳は美味しいですよ、うちの野菜が美味しいですよということを訴えるときに大事なものは、今は生産地から食卓まで、どう顔を見せるかということです。ラベルなんかはもう誰も信用しない。青森県のもは美味しいですよ、新鮮ですよといくら言っても、消費者が生産地を見た時に、実際の現場は牛のおっぱいが糞尿まみれ、畑は汚い、庭先は汚

いであれば、青森県のブランドはいつまで経っても確立されません。当たり前のことを当たり前にするのが大事。新鮮、安全、美味しいということを訴える、PRすることの一端として、国にしても、都道府県でも全く視点がなかった「なりわい」景観という考え方で示したい。今回の目玉になるのではないかと思うのです。

景観という言葉がつけば難しくなったり、お金がかかるといった誤った考えがあります。そうではなくて、どうすればお金をかけないで自分たちでできるのか、自分たちの足元からできるものは何か、と考えるのが景観づくりだと思います。草むしりでもいいし、ちょっとした掃除でもいいのです。暮らしの風景づくりが「なりわい」だと思います。いま100円で売っているリンゴを200円に、100円で売ってるイカを300円に付加価値をつけていくため、どのようにしたら景観を通じて青森県が元気になるかという思いがあつての「なりわい景観」ですので、もう少し軽くソフトに考えていただければよろしいかと思えます。

【石岡委員】

私が言いたかったのは、国の施策としても中山間地域で荒れた所にはお金をしすよ、補助を出しますよといった施策もあるので、県でも一つの課だけでなく、農林部や他の部と連携しながら、やっていかななくてはならないことなのかなということです。

【議 長】

田中委員から熱弁がありました、一応ご了解いただいたということでしょうか。皆様から頂戴したご意見を十分踏まえ、さらに景観創造21検討委員会を進めて参りたいと思えますので、ご協力をお願いします。次に大規模行為検討委員会の取組みについて、座長役の田中委員から補足等がありますか。

【田中委員】

大規模行為については、非常に悩ましい問題が沢山あります。決して青森県とか国のエネルギー問題に対して反対するものでもありません。、ここでの一番の問題として皆さんにも考えてもらいたいのは、風力発電の立地可能な場所は、結局一番景色がいい所だということです。風力発電は新エネルギーとしては推奨に値するものだけれど、国や世界の財産でもある素晴らしい八甲田に、90メートル級の建物が建てば、スカイラインを中断してしまって八甲田が死んでしまう。景観面で本当にいいものなのか、適しているものなのか、今後十分に論議しなくてはいけないと思えます。

また、風力発電施設については、まとまりとしての美ということが言えるのでは。例えば、竜飛崎、尻屋崎の場合のような、まとまりとしての美は新たな景観ともなりますし、景観としての元気さがあります。しかし、例えば十和田湖に出来たとしたらどうでしょうか。我々は場、見え方、色彩、デザインといったものをこれから青森県の景観造りにおいて保全というような面で十分考慮していかないといけない。さらにまた、生態系への影響等のもろもろのことも、これから県と共に検討していかなくてはならない。横浜町の場合は、風力発電によって町に活気が出る、これが自分達の起爆剤になるということでしたから、十分に景観的なものには考慮しながらがんばりなさいという事例で

した。その辺で非常に言葉に言い尽くせない、悩ましい問題が沢山ありますから、これからは皆さんといかにして対話を多くし、業者、県民、行政がお互いにそうだねと言えるような形で進めていきたいと思っております。

景観は非常に感性に左右される。人によっては、いいじゃない、元気になってと言う。いくらでも造れと。逆にある団体は生態系に影響すると言う。景観上はスカイラインが中断される、など色々な問題があります。まずは始まったばかりの委員会ですので論議を重ね、皆さんのお知恵とアイデアでもってやっていきたいなと思っております。

【議長】

何かご意見ございますか。先ほど田村委員からご質問がありましたが、いかがですか。

【田村委員】

先ほどの質問で私がなぜあのような質問をしたかと言うと、あまりあちこちに風力発電施設が出来るとなったら、なにか景観マニュアルというものを作ろうということになりそうで心配だと思ったからです。やはり地域において個々考えなければいけないことだと思えます。景観では、色彩にしてもデザインにしても、これならどこでもいいという黄門さまの印籠のようなものを造ってはいけないということを皆さんに蛇足ながら、お願いしたいと思えます。

【石沢委員】

風力発電の話ですが、私も検討委員会に加わり、色々お話をさせていただいていますが、現在稼働中が43基、来年度以降計画が180基、今後の構想も加えれば400基にもなるという話です。これだけの数の風力発電が山並みに建った時にどうなるのか。青森県は緑美しい森の街、森林がいっぱいあり、自然風景が素晴らしい県であるということを見ると、その時点で、果たして風力発電がふさわしいかどうかと、純粋な立場に立って判断していかなければならないと思えます。

検討委員会では、どこまで私たちの意見が反映されるのかが疑問です。この審議会の中で私が一番長いと思うのですが、景観条例を創る前から、もう7年になります。その時からずっと話してきたことは、先ほど石岡委員が言ったように、この課だけでなく都市計画課とか、道路課とか、あるいは環境政策課等その辺も含めて横のつながりを作っていないといくら話をしても、何年経っても変わらないということ。景観創造のプランがこれからできますが、この中でオオヤマザクラ、ハマナスを植えていく話はすごくいいと思うんです。浪岡町から青森空港を通過して降りていくと両脇にマリーゴールドがきれいに植えられており、もてなしの景観だと思いき、毎日通っては心なななしているのです。しかし、違う視点では例えば、浪岡町に入ってくると岩木山が素晴らしく見えるところ、浪岡の西山という所に電波塔が立った。それが岩木山ともろに重なってしまっている。電波塔がなければもっと素晴らしい景観なのにとても残念です。

検討委員会はホテルで開催するのではなく、もっとこまめに庁舎のちょっとした会議室で一週間に一回でも、その都度、ここに電波塔が建つんですがどうでしょうかとかアドバイスするようなセッションとなって、そこで実際にその意見を反映させて、行政に

活かすのであれば、私もやり甲斐があるのです。自分が話したことがどれだけ行政の中で反映されるのかを思うと、ちょっと虚しい部分もあります。

話を戻します。景観創造のプランにはこれからどんどん新しいものができてくると思いますが、例えば光・明かり推進構想とか、どこかのライトアップとかもお考えだろうかと思うのですが、そういうように新しく創っていくのもそうですが、電柱と看板が一番ネックです。当初から話してきたんですが、なかなか問題がなくなる。新町通りとか、橋本通りとか電柱が埋設されて、街路灯が新しくきれいで、とてもよくなっている反面、きれいになって広くなったら今度は看板がすごく目立つ。なんだろこの汚い看板というように、自分は看板屋をしておりますので、人一倍汚れた看板とか、デザインが乏しい看板はすごく目につきます。景観を考えると、これから新しく創るものはそれとして、今あるものをどうしていくのかという観点も検討いただければと思います。田んぼの中の看板がすごく増えています。私たち屋外広告美術業協同組合の組合員は、景観条例とか屋外広告条例があるので、立てるのを控えています。お客さんから頼まれて、頼まれて、どうしてもなければ建てますけれども、私達の方から、田んぼに建てられますというようなことは決して言いません。紳士協定として私達組合の中ではすごく自粛しているんです。ところが3、4年前から県外の業者が営業活動をぼんぼんして、田んぼ一面ずつに看板がずらっと建ててきました。オオヤマザクラを植えてきれいにしていく一方で、看板が景観を汚している面がある。結果はプラスマイナスゼロなんです。そのように実際、現状の景観がどうなのか、今だんだん犯されているスカイラインとか、田園風景とかを何とか元のように取り戻す施策も必要だと思います。はっきり言うと、何も無い方が「もてなし」なんです。電柱がない、看板がない、風力発電もないということ、自然だけでもって、お客さんが来るんです。それ自体が経済活動となる。そしてそこに住む人の笑顔があれば最高です。新しくやるのもそうなんですが、今あるものをどうやって解決していくかということのも大事な話だと思うんです。

都市計画の担当者と話しても、やる気が感じられない。看板を撤去するとか、規制をかけるとか面倒くさい話なんです。条例で規制はあるのですが、それをきちっと運用していくのがすごく難しい。担当者の意気込みもそうなのですが、せっかくこのような委員会があるので、委員会の中でどうやって行政に関わっていくかも大事なことと思っております。今あるものの問題解決と、これからどのようにして景観を創造していくか、という2つの部分で話していただきたいなと思います。

【議 長】

大規模行為検討委員会についてご意見を伺ったつもりが、全体として景観行政への取組み、全般についてのご意見、注文に入っているようですので、そちらに話題を移すことにします。石沢委員からお話があった点も含め何か行政、各委員会等へのご希望若しくは注文があればどうぞ。

【高樋委員】

14年度の取組みで少し考えていただきたいなと思ったのが、今ある景観については当然これから考えることもあるのですが、もっと先の景観を創るのは、やっぱり子ども

達だということ。資料の中に、景観の日記念樹や景観学習副読本の配布とありますが、例えば、景観を考えて理解してもらおうとか、せっかくアドバイザーの方とかいらっしゃるし、リーダーの養成もされているのであれば、育むとか、創るとか景観を主体とした、子ども達に対する仕掛けが必要だと思えます。多分私達がいま景観って難しいなと思うのはちゃんとした教育システムがなかったから。これからを担う子どもたちに、そういった、これからの景観をどうしていくのかを、我々が責任をもって取り組んでいく方法が必要と思えます。14年度以降せつくなのでそういう取組みをしていただければ。

【議長】

教育現場への積極的な取組みを考えてはどうかという大事なご提言と思えます。

【田村委員】

アメリカではそういう教育が発達しています。いわゆるウォッチング的なことで、テキストがあって子ども達に景観がどういうものなのか、どれだけ大切なものなのかを理解させるための教育です。日本はやはり遅れている。そういう意味でも景観の先進県となるならば、できることはいっぱいある。先ほどの発言のように、横のつながりのとして教育庁と一緒にできる事例でもあるでしょう。

私は景観形成21検討委員会で、石沢さんがおっしゃったことをそのまま言っています。マイナスの景観づくりということがあっていいのではないかというので、そのあたりも険悪な雰囲気になった時でしたけど、ただこういった委員会というのは何か創り出すとか、新しいビジョンをとくとか、未来のことに向けての委員会でしかなくて、なかなか難しいんです。そのマイナスをどうするかということは。

それに関係して一つ。私は4年前、建設省の屋外広告物問題検討委員会に出ていて、一年間かけて美しい日本をどう創るか、例えば、市民が関われる屋外広告物の除去、違反広告物の除去とかそういうことを考えました。私は素人の意見ですが、ほとんどが法律の先生達で、まとめてそれを国会にかけていただくように答申しました。結局まだ時期尚早、ちょうど経済的にだめな時なので採り上げられなかった経緯があります。でも、機運は盛り上がっていて、やはり国としても、それから日本の大きな都市の人達も新しい法律が必要だとみんな感じていらしゃいます。今は、警官の立ち会いとか、専門の人達の立ち会いなしで看板を取り除くと違法になり、勝手に市民がそういうものに参加できないけれど、県なら県、市なら市が決まりとして、そういう役目を与えれば出来る訳なんです。出来ない話ではない。やる気があるかどうかだと思います。

景観創造21検討委員会でもその話はできました、ただそれは表には出ない、そういう時期ではない、ということなので、私も納得したふりをしている、そしていつも、石沢さんと同じでこういう会に出てくると虚しい気持ちで引き上げる、といったところなんです。でも希望を捨ててはいけなく、景観にかかわるものは未来を信じて少しずつ、少しずつでも、じわじわと粘り強く続ける必要があると申し上げたい。

【議 長】

ありがとうございました。忘れた訳でも、口封じをしたつもりもございませんで、確かに意見として伺っております。

【熊谷委員】

私は今日初めて参加させていただきました。それで先ほどから皆さんの意見を聞いていて素晴らしいと感じました。私も同じ考えです。どこまで反映されるかというお話も出ていましたが、私は反映させなければだめだと思うんですね。また、行政側もこのような立派な委員会がありますので、横との連携をうまくとり、青森県のためにやるという意見を自分の思いだけでなくして、行政に持ちかけ、大いに働き掛けていくことが重要だと思います。横の連携プレーが必要だし、絶対やれると思います。

今日お集まりの方の熱意を聞いていますと行政だって、いくら財政が厳しいといたってやらなければだめですよ。やはり地域での底辺のやる気が大切だと思います。幼稚園、小・中学校そして地域のボランティア活動を、どのようにして地域の皆さんの心を動かすか、それにはやはり研修会は大切なので、取り組んでいただきたいと思います。下北は、自然がいっぱいで大変恵まれています。青森は、岩木山などの素晴らしい山とか山林がありますが下北は何もない。海だけなんです。空気もおいしくて、皆さんと一緒に審議するのが気の毒だなと思うくらい、自然がまだあります。そういうことで、この委員会がいかに大事かと、何かしら私が今日感じたのは、青森県は私たちの肩に懸かっているのかなと、そういう思いで今日燃えています。今後の会合には、遠いんですけど是非時間をつくって参加したいと思います。

【議 長】

ありがとうございます。予定の時間になりました。皆さんから建設的なご意見、また、厳しいご意見もございました。行政としても、これはただ聞きましたという訳にはいかない雰囲気はかなり醸成されたんじゃないかと思います。今後よりよい景観行政を進めていく上で参考にさせていただきたいと願っております。本日用意した案件については、すべて終了しました。皆さんには議事進行にご協力いただき、活発な討議をいただき、ありがとうございました。最後に事務局から何かありましたら、よろしく願います。

【事務局】

今日は皆様から色々なご意見をいただきました。激励を受けたという印象もあります。横の連携強化をというご指摘がありました。庁内では関係課による内部組織があり、日頃から総合行政の観点から十分に配慮していますが、それぞれ担当部門から色々な意見を持ち寄り少しずつ創り上げていく、そういう形で今後とも考えております。

もう一つ、検討委員会のやり方、あり方に対する御意見として、審議会・委員会の意見が果たして実現するのか、聞いてもらえるのかという点でした。本日のお話を拝聴し、我々行政としても、委員皆様のご意見と概ね基本線、目線は同じかなと安心したところがあるのですが、ただ実現には色々な問題点がある、これは確かです。建前としては、100パーセントの意見反映を目指している。行政の不足をサポートしていただくため

の審議会・委員会ですから、我々の思いとしてはご意見を100パーセント引き継ぐつもりで進めますが、いかんせん、地域の実情や色々な事情、財政の話とか入ってくる関係もあり、100パーセントとはいかない。また、あまり細かい部分までご意見を伺うことも適当でないだろう。大きいテーマで我々頭を悩ませている、どうしたらいいんだろうと悩んでいることについて、ご相談申し上げているのが実態ですので、そのような諸々について一つご理解したいだけだと思います。

いずれにしても、今日いただいたご意見は、今後の景観行政に大いに参考にさせていただきたいと考えておりますので、今後ともご指導よろしく願いいたします。本日は誠にありがとうございました。

【事務局】

大変ありがとうございました。これをもちまして、「第9回青森県景観形成審議会」を終了いたします。